

## 子どもを性被害から守るための条例のモデル検討会の主な議論（第4回まで）

## 次世代サポート課

## 1 子どもの性被害防止教育

- ・ 予防教育の対象として、子どもと保護者だけでは限定的であり、県民・社会全体にも広げる。
- ・ 長野県の伝統である県民総ぐるみの運動とも関係する。
- ・ 「子どもを性被害等から守る専門委員会」の報告書の提言内容を反映するべき。

## 2 被害者支援

- ・ メッセージ性が薄い。必要な施策を入れるべき。
- ・ 個別の取組を条項として盛り込むかは別として、もう少し具体化した内容が必要。

## 3 いわゆる「淫行」禁止規定

- ・ 乱用防止を図るため、構成要件の明確化を図る必要がある。
- ・ 記載方法としては、最高裁判例の「威迫し、欺罔し又は困惑させる・・・」、「単に自己の性的欲望を満足させる・・・」の両方を合わせたものでなく、具体例を列挙して記載するのが良い。
- ・ 「みだら性」のような記載は避けたい。大阪府や山口県条例を参考にして検討する。
- ・ 周辺行為（させる行為、教え、見せる行為、場所の提供）も合わせて検討していく。
- ・ 保護法益は、他県と異なり、第一次的には、個人的保護法益であるが、非親告罪としたい。
- ・ 被害児童が、告訴の意味を理解できないこともある。また、保護者の処罰感情で、条例が運用されることで、子どもの気持ちがいかに置けないようにしなければならない。
- ・ 第Ⅱ類型（「単に自己の性的欲望・・・」）は罪刑法定主義、構成要件の明確性の点で問題。
- ・ 第Ⅱ類型は主観的で解釈が困難。
- ・ 子ども目線、被害者目線として、被害感情を持つ行為であれば「性被害」と考える。
- ・ 状況によっては、社会通念上非難される行為が全て子ども自身が被害と感じる行為なのかは不明確。
- ・ 第Ⅱ類型は処罰規定とせず、好ましくない事例として規定することもできる。
- ・ 「大人の責務」として訓示的に書き込むことも可能。
- ・ 違法であることを前文に書き込み、思いを盛り。
- ・ 第Ⅱ類型を無視するものではないが、今後の課題。
- ・ 「その他不当な手段」は不明確。「困惑に乗じて」は広すぎると思うが、どうするか。
- ・ 「困惑に乗じて」は構成要件としては適切。「困惑」も立証可能と考える。

## 4 深夜外出等の制限

- ・ 深夜営業者の義務、営業施設への立入制限については、あくまで青少年育成条例の範疇であり、現在検討をしている性被害に特化した条例とは違い、本検討からは外す。
- ・ 連れ出し行為について、未然防止というメリットがあるほか、深夜、子どもを外出させてはいけないということを明らかにすることによって補導しやすい環境が生まれる。
- ・ 他県でも、連れ出しの検挙者が青少年育成条例中50%を占めている。
- ・ 保護者の責任の明確化は明文化して問題なし。
- ・ 連れ出し等には、罰則があった方が抑止効果は高く、罰金30万円程度で問題ない。